

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成29年12月26日（平成29年（行情）諮問第512号）

答申日：令和元年9月18日（令和元年度（行情）答申第194号）

事件名：「積極的平和主義」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「積極的平和主義」に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て（2015-00376で特定された後につづられたもの）。\*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の1に掲げる19文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年10月21日付け情報公開第01958号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、他にも文書が存在するものと思われるため、更なる文書の特定を求める。

#### 2 審査請求の理由

特定された文書からは、「外務省における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに外務省の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができる」（「外務省行政文書管理規則」9条）が見当たらないので、改めて関連部局を探索の上、そうした文書の特定を求めるものである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

(1) 処分庁は、審査請求人が平成27年10月21日付けで行った本件請求文書の開示請求に対し、法11条に基づき、決定期限の特例を適用した後、相当の部分の決定として、文書2件について開示する決定を行い（平成27年12月21日付け情報公開第02179号。以下「先行開示決定」という。）、最終決定としてさらに19件の対象文書を特定し、3文書を部分開示、16文書を開示する原処分を行った。

(2) これに対し、審査請求人は、平成28年11月6日付けで、他にも文

書が存在するものと思われるとして、更なる文書の特定を求める旨の審査請求を行った。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の1に掲げる19文書である。

3 不開示とした部分について

- (1) 文書11, 文書12, 文書14には、外務省の非公表の直通電話番号が記載されている。当該情報を公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号に該当し、不開示とした。
- (2) 文書11, 文書12, 文書14には、外務省職員の自宅電話番号及び携帯電話番号に関する情報が記載されている。当該情報は、公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条1号に該当し、不開示とした。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、上記第2の2のとおり主張している。

しかし、処分庁は、開示請求番号2015-00376を受理した平成27年9月1日以降、かつ、本件開示請求を受理した同年10月22日までにつづられた文書を入念に探索・検討した上で、本件請求に合致する文書として、相当の部分の決定において3文書、最終決定において19文書の合計21文書を特定しており、文書の特定に漏れはなく、同請求人の主張は当たらない。

5 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和元年7月25日 審議
- ④ 同年9月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件対象文書は、別紙の1に掲げる19文書である。

審査請求人は、他にも文書が存在するものと思われる旨主張し、更なる文書の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定しその一部を不開示とした原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

なお、諮問庁から、理由説明書(上記第3の4)における「相当の部分の決定において3文書」との記載は「相当の部分の決定において2文書」

の誤りである旨説明があった。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるが、開示請求文言にいう「2015-00376」とは、平成27年9月1日付けで受け付けた開示請求（以下「別件開示請求」という。）に係る受付番号であることから、具体的には、別件開示請求を受け付けて以降、本件開示請求を受け付けた時点（同年10月22日）までの間に作成又は取得した文書のうち、積極的平和主義に言及のある文書を求めるものと解し、先行開示決定で特定した別紙の2に掲げる2文書及び本件対象文書を特定した。

イ 審査請求人は、上記第2の2のとおり主張するものの、文書19については他省庁が作成した文書を取得したものであるため、外務省において当該文書に係る意思決定の過程に関する文書は保有していない。

その余の本件対象文書及び先行開示決定で特定された文書については、文書作成の過程で作成及び修正された案文が「意思決定の過程の文書」に当たる。しかしながら、当該案文は、いずれも本件開示請求時点当時有効であった外務省行政文書管理規則（平成27年4月1日改正。以下「規則」という。）13条3項において1年以上の保存期間を定めることとされていた公文書等の管理に関する法律2条6項の「歴史公文書等」（歴史資料として重要な公文書その他の文書）に該当しないことから、決裁が終了した後に廃棄しているため、保有していない。

ウ 本件審査請求を受け、念のため、担当課の書庫、書架、パソコン等を改めて探索したが、先行開示決定で特定した文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有を確認することはできなかった。

(2) 諮問庁から先行開示決定で特定した文書及び規則の提示を受けて、本件諮問書に添付された本件対象文書と併せて確認したところ、規則の内容は上記(1)イの諮問庁の説明のとおりであり、先行開示決定で特定した文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の上記(1)の諮問庁の説明が不自然、不合理とまではいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、外務省において、先行開示決定で特定した文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

## 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、外務省において、先行開示決定で特定した文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久

## 別紙

### 1 本件対象文書

- 文書3 国会答弁 参・平和安全特委（2015.9.4）対外相 山下君  
問3
- 文書4 国会答弁 参・平和安全特委（2015.9.4）対外相 山下君  
問1
- 文書5 国会答弁 参・平和安全特委（2015.9.4）対外相 川田君  
問1
- 文書6 国会答弁 参・平和安全特委（2015.9.4）対外相 川田君  
問2
- 文書7 国会答弁 参・平和安全特委（2015.9.9）対外相 荒井君  
問8
- 文書8 国会答弁 参・外交防衛委（2015.9.10）対外相 糸数君  
問4
- 文書9 国会答弁 参・平和安全特委（2015.9.11）対外相 谷合  
君 問2
- 文書10 国会答弁 参・平和安全特委（2015.9.11）対外相 谷合  
君 問4
- 文書11 国会答弁 参・平和安全特委（2015.9.11）対総理 谷合  
君 問5
- 文書12 国会答弁 参・平和安全特委（2015.9.14）対総理 山口  
君 問7
- 文書13 国会答弁 参・平和安全特委（2015.9.16）対外相 塚田  
君 想定問1
- 文書14 国会答弁 参・平和安全特委（2015.9.16）対総理 塚田  
君 想定問3
- 文書15 国会答弁 参・平和安全特委（2015.9.16）対外相 荒木  
君 想定問1
- 文書16 平和安全法制成立後の各国の反応（2015.10.16現在）
- 文書17 「国家安全保障戦略（NSS）における「積極的平和主義」の具体  
例
- 文書18 平和安全法制（2枚紙 資料の諸外国版）
- 文書19 閣議決定 英語版
- 文書20 平和安全法制 英語資料（2015年10月）
- 文書21 平和安全法制について

## 2 先行開示決定で特定した文書

文書1 参議院議員藤末健三君提出積極的平和主義の定義と英訳に関する質問  
に対する答弁書

文書2 参議院議員福島みずほ君提出「積極的平和主義」の認識に関する質問  
に対する答弁書